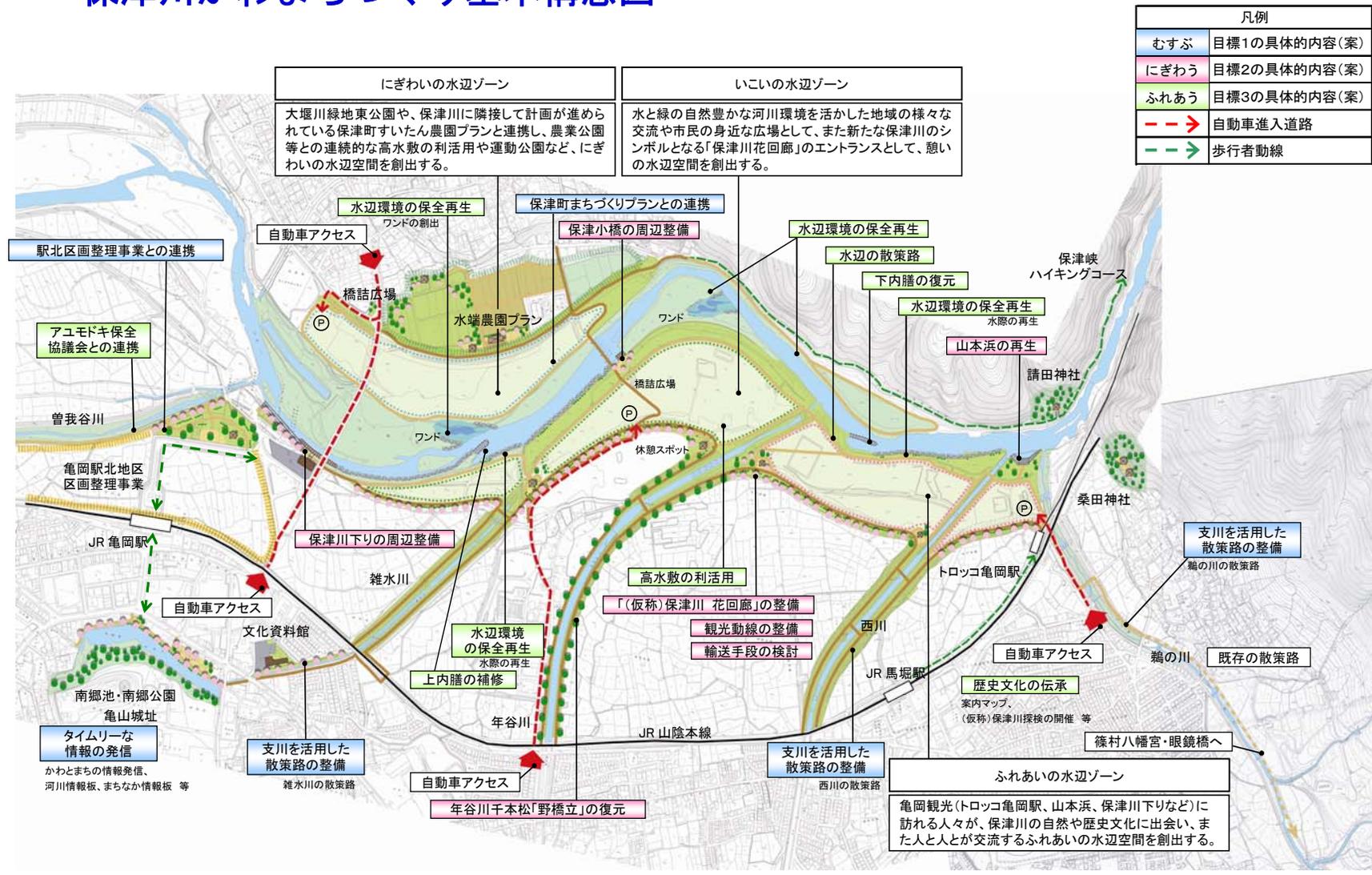


●●保津川かわまちづくりの基本構想図

保津川かわまちづくり基本構想図



●●保津川かわまちづくりの進め方（1）

整備の基本的考え方

河川管理者の京都府とまちづくりの主体の亀岡市や地域、諸団体が相互に連携して、整備の内容・手法、管理運営方法等の実現方策を検討し、それぞれの役割分担と協働のもとに推進する。

～基本的考え方～

～かわづくり～

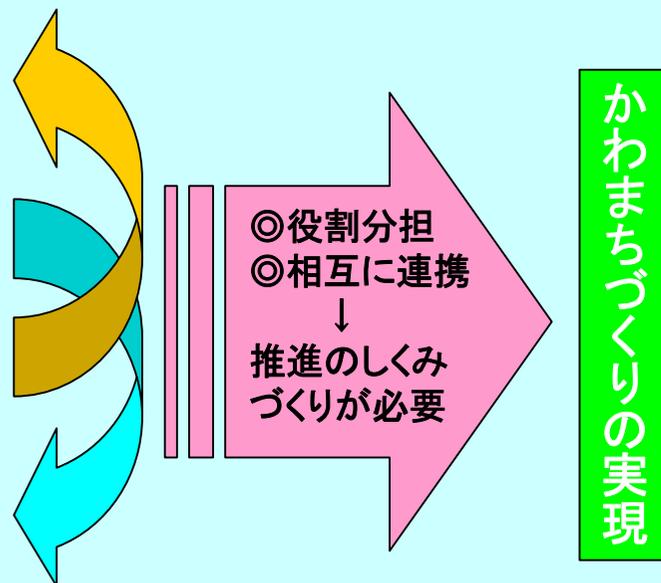
○河川管理者(府)が河川事業として整備

- ・治水、利水、河川環境の整備保全という目的を達成するための「河川管理施設」の整備
 - ・堤防、護岸、床止め、樋門 等々
- 【→河川敷地内】

～まちづくり～

○市町村や地域等による様々な施策や事業、取り組み

- ・総合計画、都市計画マスタープラン、景観保全
 - ・市街地整備、区画整理、公園緑地整備
 - ・地域でのまちづくり活動
- 【→河川敷地を使用する場合は許可】



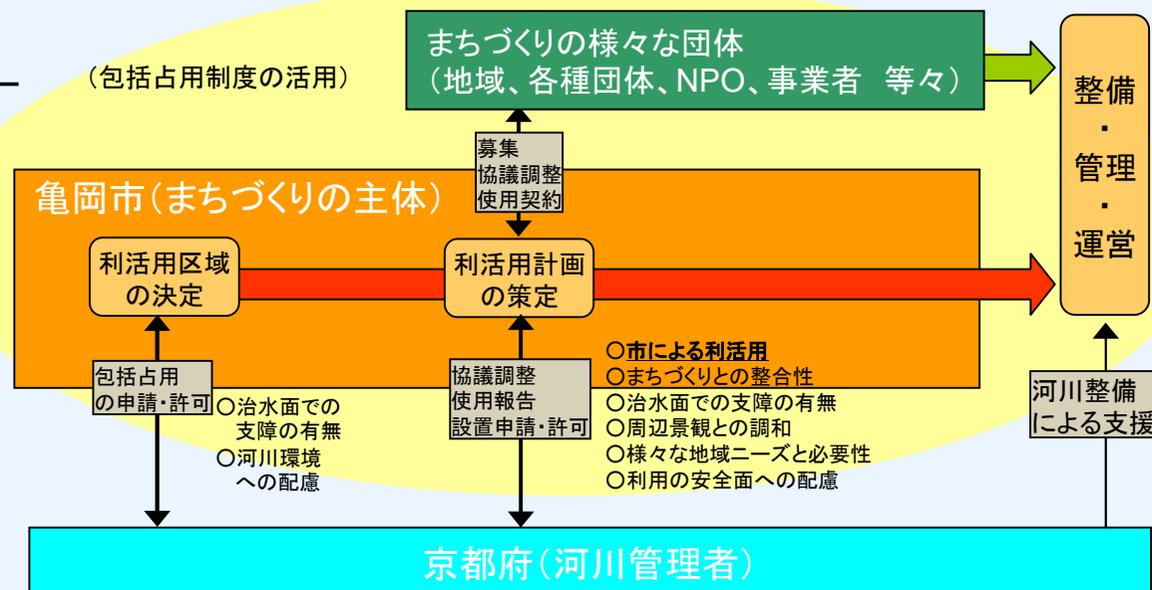
●●保津川かわまちづくりの進め方（2）

高水敷の利活用

かわまちづくり対象区域の中でも広大な面積を有する高水敷の利活用

- 河川法及び許可基準に基づいて行う。
- 包括占用制度を活用する。
- 亀岡市が中心となって高水敷の特性を踏まえながら具体的な利活用を検討する。

■高水敷利活用のフロー（包括占用制度の活用）



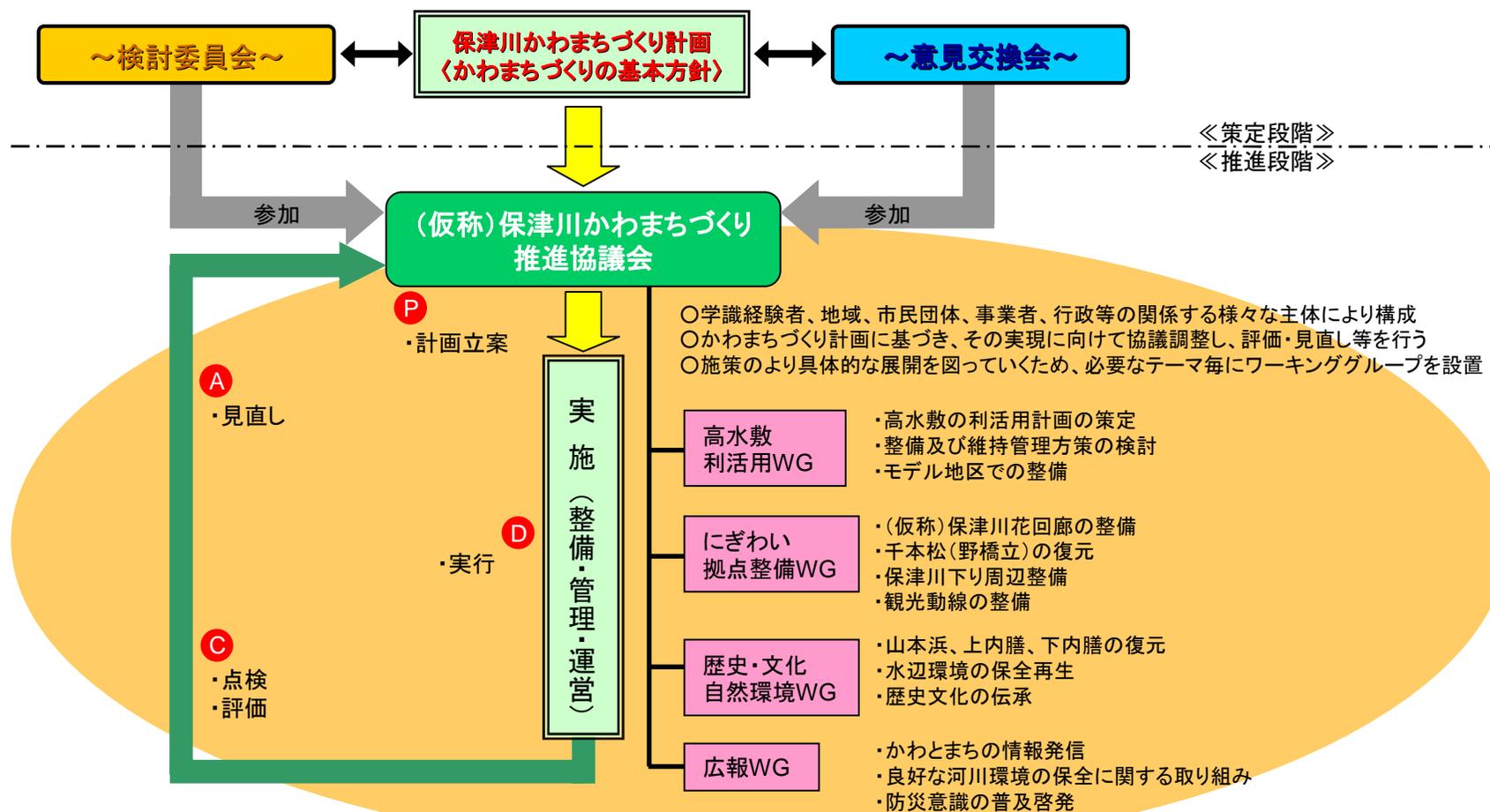
モデル地区

保津町すいたん農園プランに隣接する『にぎわいの水辺ゾーン』を、保津川かわまちづくり計画の具体的な取り組みを検討するモデル地区として選定し、先行して検討を進める。

保津川かわまちづくりの進め方 (3)

推進体制

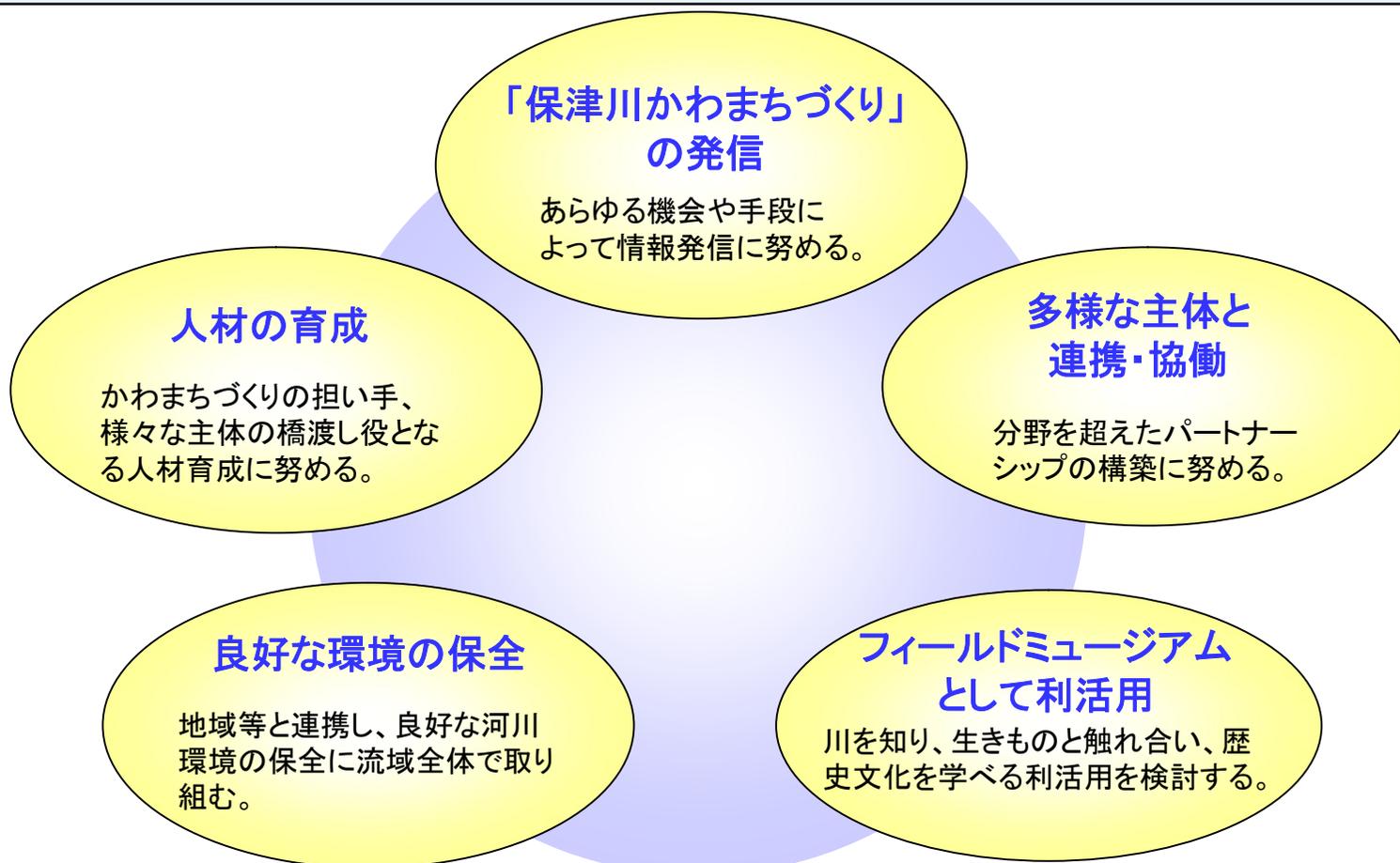
- 「(仮) 保津川かわまちづくり推進協議会」を設置
- 同協議会で施策の具体化、実施に向けての協議調整等を実施
- 計画の実施効果を高めるためのソフト施策の充実



●●保津川かわまちづくりの進め方（4）

推進方策

かわまちづくりは、施設の整備だけで実現できるものではない。
保津川を亀岡の宝物としてみんなで守り育て未来に引き継いでいく意識の醸成を図っていくことが重要であり、様々な取り組みを合わせて推進していく。



保津川かわまちづくりの進め方 (5)

整備スケジュール

